方債の額
「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額
［２　略］
五十一　令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
１　国土強靭化施策に要する費用に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額及び令和元年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額
２　組合が起こした１の地方債の額については、この表中四十の２の規定を準用する。

［２～４　略］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

都道府県		
［一～三　略］		
四　補正予算債償還費	１　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係	［略］
		［削る］
		［略］

地方債の額
「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額
［２　同上］
［新設］

［２～４　同上］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

都道府県			
［一～三　同上］			
四　補正予算債償還費	１　昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等	㈠　昭和六十二年度補正予算債	［同上］
		㈡～㈧　［同上］	

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別